

新潟市南区一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市南区が契約する物品購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため、南区一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入、業務委託及び賃貸借について一者随意契約を行なおうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には区長を、副委員長には副区長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、南区役所地域総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

特例として、平成19年4月1日から平成19年12月31日までの案件については事後処理とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区役所	委員
南区役所	南区役所の区長、副区長、地域総務課長、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長及び建設課長